

奈良県薬物乱用防止指導員設置要綱

第1 目的

覚醒剤等薬物乱用防止対策の一環として、地域における積極的な啓発活動の推進を図るため、奈良県薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

第2 員数

指導員は、おおむね300人とする。

第3 委嘱

指導員は、次に掲げる者のうちから、関係機関又は関係団体の長の推薦等に基づき知事が委嘱する。

- (1) 社会的に指導的立場にある者のうち、覚醒剤等薬物乱用防止に対し理解と熱意を有する者
- (2) その他指導員として知事が適当と認める者
- (3) 知事は、指導員としてふさわしくない行為等その他特別の理由があるときは、第1項の規定にかかわらずこれを解嘱することができる。

第4 任期

- (1) 指導員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。
- (2) 補欠又は増員による指導員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

第5 活動

指導員は、覚醒剤等薬物乱用防止に関する知識を深め、関係機関、関係団体等と密接に連絡をとり、地域住民に対し啓発活動を行い、もって覚醒剤等薬物乱用を許さない社会環境作りに努めるものとする。

第6 庶務

指導員に関する庶務は、奈良県福祉医療部医療政策局薬務課で行う。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、指導員に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、昭和62年10月5日から施行する。
この要綱は、平成4年12月1日から施行する。
この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
この要綱は、平成10年11月24日から施行する。
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。